

総合	基本目標	I 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり		
事務事業名		用排水施設等整備事業		
<p>1 趣旨</p> <p>【かんがい排水事業（一般型）】 農業用排水施設の新設、廃止及び変更によって農業用水の安定確保及び農地の排水条件の改善を図り、農業生産性の向上に資する。</p> <p>【基幹水利施設ストックマネジメント事業】 既存の農業水利施設の有効活用を図り、効率的な機能保全対策を推進するため、施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、その結果に基づく対策工事等を実施し、施設の機能を効率的に保全する。</p>				
<p>2 事業概要</p> <p>かんがい排水事業（一般型）にあつては、ダム、頭首工、用排水機場、用排水路、排水樋門、水管理改良施設等の新設、廃止又は変更。</p> <p>基幹水利施設ストックマネジメント事業にあつては、国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された農業水利施設について、機能保全計画の策定、機能保全計画に基づく対策工事の実施、突発的事故に対する緊急補修工事の実施。</p>				
		負担率(%)		
事業の種類	実施要件	国	県	他
かんがい排水事業（一般型）	受益面積200(100)ha以上、かつ末端支配面積100(20)ha以上。国営附帯にあつては、末端支配面積100(20)ha以上のものの合計が200(100)ha以上。但し、ほ場整備等に関連し、水田農業経営確立排水対策実施要綱に基づく水田農業振興計画が策定され、米の計画的生産が確実な地区にあつては、受益面積及び末端支配面積60ha以上。	50	25	25
基幹水利施設ストックマネジメント事業	国営又は県営事業等により造成された農業水利施設であつて、施設機能の向上を主な目的としないもの。土地改良法施行令に基づくものは末端支配面積100ha（畑は20ha）以上。	50	25%	25%
（ ）：畑地かんがい		※土地改良法に基づく事業の場合		
<p>3 事業実施主体</p> <p style="text-align: center;">県</p>				
<p>4 当初予算額</p> <p>・かんがい排水事業（一般型） [1地区] : 472,500千円</p> <p>・基幹水利施設ストックマネジメント事業 [2地区] : 264,600千円</p>				

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		淡水化代替水源対策事業
<p>1 趣旨</p> <p>平成14年12月の淡水化中止決定を受け、平成17年度から宍道湖・中海の淡水化に替わる農業用水確保対策に着手した。これにより、恒久的な水源を確保し、農家の安定的な営農活動に資する。</p> <p>中海干拓揖屋工区及び安来工区は国営中海土地改良事業で、斐伊川沿岸地区は国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）で、それぞれ農林水産省が事業主体となり農業用水確保対策を実施する。その他の宍道湖・中海沿岸地域は、県営事業等で実施する。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 斐伊川沿岸地区国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型） 旧平田市及び斐川町の農業用水利施設を整備するとともに地域用水機能の維持・増進を図る。 所在地：出雲市、斐川町 完了予定年度：平成25年度</p> <p>(2) 宍道湖中海沿岸地区県営農村振興総合整備事業 旧松江市3地区、旧八束町1地区、旧安来市2地区の農業用水確保対策を主とする生産基盤整備とこれに関連する生活環境基盤整備を一体的に実施し、宍道湖中海沿岸地域の農村振興を図る。 所在地：松江市、安来市、東出雲町 完了予定年度：平成22年度</p> <p>(3) 県営ため池等整備事業 旧松江市2地区の農業用水確保対策として老朽化したため池の改修を行う。 地区名：岡本地区、蟹穴地区 所在地：松江市 完了予定年度：平成21年度</p> <p>(4) 淡水化代替水源対策助成交付金 宍道湖・中海淡水化に替わる農業用水確保対策を実施する事業に係る地元負担額軽減のため、関係市町に交付金を交付する。 対象市：松江市、出雲市、安来市 完了予定年度：平成41年度</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)・・・農林水産省 ・地域用水機能増進事業・・・・・・・・・・・・・・出雲市、斐川町 ・県営農村振興総合整備事業・・・・・・・・・・・・・・県 ・県営ため池等整備事業・・・・・・・・・・・・・・県 ・淡水化代替水源対策助成交付金・・・・・・・・・・・・・・県 		
<p>4 当初予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)・・・290,000千円 ・地域用水機能増進事業・・・・・・・・・・・・・・3,250千円 ・県営農村振興総合整備事業・・・・・・・・・・・・・・493,500千円 ・県営ため池等整備事業・・・・・・・・・・・・・・189,000千円 ・淡水化代替水源対策助成交付金・・・・・・・・・・・・・・63,438千円 		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		特定中山間保全整備事業関係事務
<p>1 趣旨</p> <p>森林と農用地の混在する中山間地域において、森林及び農用地の有する水源かん養等の公益的機能を維持するためには、森林と農用地を一体的に整備することが効率的、効果的である。</p> <p>このため、水源林造成の指定地域であって、地勢等の地理条件が悪く農業の生産条件が不利な中山間地域において、水源林造成と一体的に森林及び農用地の保全・整備を行い、農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的な機能の維持増進を図る。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>区画整理、暗渠排水、農業用排水路、ため池、基幹農林道の農業生産基盤整備及び水源林造成を実施する。</p> <p>対象市町：浜田市、江津市、邑南町</p> <p>(2) 完了予定年度</p> <p>平成25年度</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>(独) 森林総合研究所</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>8,120千円</p> <p>(負担金の償還はH40まで)</p> <p>(参考) H20事業費1,643百万円</p> <p>(内農業分1,400百万円、林業分243百万円)</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		国営事業完了地区等対策推進事業(国営中海土地改良事業負担金)
<p>1 趣旨</p> <p>国営中海土地改良事業（干拓）の変更計画及び国営中海土地改良事業（干拓附帯農業用排水）の廃止処理計画に基づき、農林水産省が実施する平成20年度の当該事業に要する費用に係る地方負担金を納付する。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>平成20年度の国営中海土地改良事業で実施される揖屋・安来工区の農業用水確保対策や中浦水門の撤去工事、森山堤防の開削、架橋工事等の費用に係る地方負担金。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○干拓事業 <ul style="list-style-type: none"> 農業用水確保対策（揖屋、安来工区：地区内調整池の新設・改修、送水管の新設）、西部承水路堤撤去 ○干拓附帯農業用排水事業 <ul style="list-style-type: none"> 斐伊川左岸用水機場及び平田用水機場処分 ○淡水化施設 <ul style="list-style-type: none"> 中浦水門撤去、森山堤開削・架橋 <p>(2) 完了予定年度 平成21年度</p> <p>(3) 事業負担割合 《国費：90%、県費：10%》</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>国</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>413,698千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名 地域の農業振興に資する農道の整備事業		
総合	基本目標	II 安心して暮らせるしまね
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保
計画	施策名	1 道路網の整備と維持管理
事務事業名 広域営農団地農道整備事業		
1 趣旨 農業を振興する地域において、幹線道路へつながる農道を整備することにより、農産物輸送の効率化を図り、農業生産性の向上を促進するとともに、併せて農村環境の改善に資する。		
2 事業概要 農業の振興を図る地域における基幹的農道の新設又は改良		
		負担率(%)
事業の種類	実施要件	国 県 他
広域営農団地農道整備事業	①広域営農団地整備計画に基づき実施するもの ②受益面積概ね1,000ha(300ha)以上 ③延長概ね10km(5km)以上	50 40 10
広域農道交付金事業	①広域農道のうち市町村道または林道と連携が取れ地域再生計画に挙げているもの	62.5 27.5 10
一般農道整備事業	①受益面積概ね50ha(30ha)以上 ②延長概ね1,000m(800m)以上	45 ~50 40 ~55 0 ~10
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	①受益面積概ね50ha(30ha)以上 ②総事業費概ね1億円(2千万円)以上	50 ※ 40 ※ 10 ※ 55 45 0
農道保全対策事業	①受益面積50ha以上 ②総事業費3千万円以上 ③農業農村整備事業で造成され農道で管理されているもの	45 (50) 27.5 (25) 27.5 (25)
ふるさと農道整備事業(県単事業)	①県営農道に接続する路線は受益面積10ha以上 ②上記①以外のものであれば受益面積50ha(30ha)以上	- 90 10
() : 過疎地域等 ※ : 離島		
3 事業実施主体 県		
4 当初予算額		
I-2-1		
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	(10地区)	: 1, 197, 000千円
一般農道整備事業	(8地区)	: 763, 350千円
農道保全対策事業	(2地区)	: 89, 250千円
ふるさと農道整備事業	(2地区)	: 230, 000千円
II-5-1		
広域営農団地農道整備事業	(4地区)	: 1, 118, 250千円
広域農道整備交付金事業	(3地区)	: 1, 081, 500千円

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね
発展	政策名	1 安全対策の推進
計画	施策名	7 災害に強い県土づくり
事務事業名		地すべり対策事業
<p>1 趣旨</p> <p>【地すべり対策事業】 島根県は全土が特殊土壌地帯に指定されており、地すべり危険地が540箇所（平成18年4月現在）存在している。 本事業は、地すべり等防止法第3条に基づき指定された「地すべり防止区域」で防止工事を実施することにより地すべり被害から農地や農業用施設などを守り農業生産基盤の維持及び経営の安定を図ると共に、県土の保全と民生の安定に資するものである。</p> <p>【県単農地地すべり防止施設補修事業】 県が管理する地すべり防止施設の補修等を実施することにより、災害や事故の発生の未然防止を図り、県土の保全と民生の安定に資するものである。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>【地すべり対策事業】</p> <p>(1) 主要事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり防止工事の実施 <ul style="list-style-type: none"> 承・排水路・・・・・・・・・・地表水排除工 水抜きボーリング、集水井・・・・地下水排除工 排土、押え盛土・・・・・・・・・・斜面改良工 抑止杭、アンカー・・・・・・・・抑止工 <p>(2) 負担区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国1/2、県1/2 <p>【県単農地地すべり防止施設補修事業】</p> <p>(1) 主要事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり防止施設の補修 <ul style="list-style-type: none"> 承・排水路、水抜きボーリング、集水井等の補修工事 <p>(2) 負担区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県10/10 		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり対策事業・・・・・・・・・・23地区：707,490千円 ・県単農地地すべり防止施設補修事業・・・・8地区：50,000千円 		

総合	基本目標	I 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
国営事業完了地区等対策促進事業				
	干拓農地売渡促進への支援	7,376千円	しまね農業振興公社が干拓農地の売渡業務を行うために必要な人的・物的体制整備に係る経費や直接必要な経費について助成する。	しまね農業振興公社
	国営事業完了地区等への支援	2,300千円	国営農地開発地及び干拓地における大規模畑作営農の実現を目指し、営農ビジョンに基づいた実践活動を行う。	県
	直轄事業負担金「主要事業」掲載負担金以外	823,587千円	過去に実施された国営農地開発事業や国営かんがい排水事業斐伊川下流地区に係る地方負担金を償還する。	県、関係市町
国営造成施設管理事業				
	基幹水利施設管理事業	17,738千円	国から県・市町村に管理委託された基幹水利施設について、適正に管理を行うため実施する。 受益面積：1,000(500)ha 畑は300(100)ha以上。 負担率：国30%、県30%、市町村等40% ()：地盤沈下地帯	県・市町村
	国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)	45,087千円	農業水利施設の持つ多面的機能を評価し、国営造成施設(一体不可分な附帯県営造成施設を含む)を管理する土地改良区の管理体制整備を図るため実施する。 負担率：国50%、県25%、市町村25%	【計画策定事業】 県 【推進事業】 県 【支援事業】 市町村

総合 発展 計画	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね		
	政策名	1 安全対策の推進		
	施策名	7 災害に強い県土づくり		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
ため池等整備事業				
	県営ため池等整備事業（小規模）	105,000千円	受益面積：概ね10ha以上 （過・山・半・離は5ha以上） 総事業費：概ね8,000千円以上。 負担率：国50%（52%）、県29%（31%）、 他21%（17%） （ ）：離島	県
	県営ため池等整備事業（大規模）	105,000千円	受益面積：概ね100ha以上 （過・山・半は70ha以上、離は20ha以上） 総事業費：概ね80,000千円以上 （過・山・半・離は30,000千円以上） 負担率：国55%、県28%（30%）、 他17%（15%） （ ）：離島	県
	県営農業用河川工作物応急対策事業	64,050千円	総事業費：概ね100,000千円以上 （離島にあつては50,000千円以上） 河川工作物の改善処置命令があるもの 負担率：国55%、県37%（39%）、 他8%（6%） （ ）：離島	県
	団体営農業用河川工作物応急対策事業	20,220千円	総事業費 ：概ね8,000千円以上100,000千円未満 河川工作物の改善命令があるもの 負担率：国50%、県32%、他18%	市町村